

# あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一・三八  
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1921

商売くらしに役立つ!  
全国  
商工新聞  
月/500円

## 能登半島地震被害対応について

### 阿賀野市へ申し入れ

命とくらしを守る阿賀野市政をすすめる会(すすめる会)は、阿賀野市内で多数の住宅、非住宅被害が発生していることが明らかになっており、市へ当面の緊急対策として16日に要望の申し入れを行いました。

### 被害調査の徹底

### 一部損壊住宅や被住宅被害への市独自の

### 助成



すすめる会の佐藤代表は「県の被害状況等(阿賀野市)の件数、市民への被害状況の調査はどうなっているのか」と市の菅原総務部長と斎藤危機管理課長へ問いかけたところ、「被害状況の件数は、被災証明を取りに来た方と、電話での被害状況を知らせた方のみで罹災・被災証明書について

は市のホームページ・LINEでお知らせしている」「被害調査はする予定はない」と述べました。

参加者は、「ホームページやLINEだけでは不十分、回覧板等でお知らせし調査をするべきだ」と訴えました。

新潟市・燕市では市独自の緊急支援が実施されています。



## 能登半島地震の当面の支援について

全商連より、支援について連絡がありました。物資については現地購入できる状況になっていることから、当面は、災害支援募金の取り組みへのご協力が必要となります。ご協力をお願いします。

民商でも募金箱を準備中です。

## 確定申告書等が送られてきます

いよいよ確定申告の時期となります。税務署・市税務課等から申告書・国保納付証明書・年金の源泉徴収票(もらっている方)が1月末頃に送られてきます。確定申告書については「国税庁のホームページ」では申告紙に代えて「確定申告のおしらせ」はがき等でお知らせが増えてきています。申告書類が送られてこないからといって「申告をしなくてもよい」と勘違いしないようにしましょう。

## 雑損控除について

地震・家事等の災害で損害を受けた場合に適用可能な所得控除があります。(確定申告が必要) 雑損控除は「自宅家屋・家具・家電・書籍・衣類・通勤用の自動車など」で生活に通常必要な資産が対象です。

## 新商連能登半島地震被害見舞金について

新商連は、能登半島地震で被災された会員さんへお見舞金を支給することが決まりました。  
● 罹災証明書が取れた会員は2万円の見舞金  
● その他実害があり、復旧に費用が掛かる会員は5千円の見舞金(お皿が割れた等の被害は対象外)  
具体的な被災状況が必要となります。

## 労働保険3期分について

納入通知書は1月半ば頃に発送します。  
口座振替・現金納付は左記のとおりとなります。  
口座振替 1月31日  
現金納付 1月31日まで

## 年末調整納付・提出日

● 納期特例事業者 1月22日まで納付  
法定調書合計表・総括表・給与支払報告書  
1月31日まで

